

社会福祉法人男鹿市社会福祉協議会
役員、評議員の報酬及び費用弁償に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人男鹿市社会福祉協議会（以下「法人」という。）定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員、評議員の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(区 分)

第2条 報酬及び費用弁償費の支給対象の区分は次のとおりとする。

- (1) 非常勤の役員
- (2) 評議員

(業務内容)

第3条 報酬及び費用弁償費を支給する業務は、次のとおりとする。

- (1) 正副会長会の出席
- (2) 理事会の出席
- (3) 監事会の出席
- (4) 評議員会の出席
- (5) 役員で構成する部会及び委員会の出席
- (6) 会長の要請を受けて出席する会議や法人の用務等
- (7) 法人の日常業務の処理

(報酬額)

第4条 報酬の額は次の各号に定めたものとする。

- (1) 非常勤の役員
 - ア 会長 月額40,000円
 - イ 副会長 日額2,500円
 - ウ 理事 日額2,500円
 - エ 監事 日額2,500円
- (2) 評議員 日額2,500円

2 評議員に関する報酬については、法人の定款第9条に定める各年度の総額の範囲内での支給とする。

(費用弁償)

第5条 業務の遂行に伴い発生する旅費等の経費については、費用弁償費として支給する。

2 前項の旅費の算定は、法人の旅費規程を準用する。

3 その他の経費については、実費とする。

(支給方法)

第6条 会長の報酬の支給日は、毎月21日とする。ただし、その日が休日又は祝日の場合は、その前日又は、その日に最も近い日に支給する。

3 非常勤の理事、監事及び評議員が業務を行った場合の報酬及び費用弁償費は、その都度支給する。

4 会長の報酬は、その職についた日から支給することとし、辞職又は死亡によりその職を離れたときは、その日までの報酬を支給する。

5 前項の定めにより報酬を支給する場合であって、その月の途中にその職についた場合、又は職を離れた場合には、在職する日数で日割り計算を行い支給する。

6 報酬及び費用弁償費については、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人が指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(理事と職員の兼務)

第7条 理事が法人の職員を兼ねる場合は、職員給与規程等を適用し、報酬及び費用弁償費は支給しない。

2 法人の職員が理事に就いた場合、報酬及び費用弁償費は支給しない。

(公表)

第8条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃については、評議員会の議決をもって行うものとする。

附 則

この規程は、平成17年3月22日より施行する。(平成17年3月8日制定)

附 則

この規程は、平成17年5月1日から適用する。(平成17年5月30日一部改正)

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。(平成21年3月26日一部改正)

附 則

この規程は、改正社会福祉法(平成29年4月1日施行)に基づく定款変更について、男鹿市長の認可を受けた後、平成29年4月1日から施行する。(平成29年2月3日改正)

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。(令和4年3月24日改正)
- 2 第4条第1項第1号(ア)に規定する会長の報酬については、令和4年4月1日から令和4年度会計に関する定時評議員会の終結の時まで月額30,000円とする。

附 則

- 1 この規程は、令和5年7月1日から施行する。(令和6年6月22日改正)
- 2 第4条第1項第1号(ア)に規定する会長の報酬については、令和6年度会計の最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで月額30,000円とする。